

○福知山市議会図書室規程（昭和26年3月29日議会規程第2号）

○福知山市議会図書室規程

昭和26年3月29日議会規程第2号

改正

平成20年10月1日議会規程第2号

福知山市議会図書室規程

（設置）

第1条 本市議会に、地方自治法（以下「法」という。）第100条第18項の規定により、福知山市議会図書室（以下「図書室」という。）を置く。

（図書等の種類）

第2条 図書室は、次の刊行物をしゅう集保管し、議員及び議会関係者の調査研究に資することをもって主目的とし、併せて市職員並びに一般市民にこれを利用せしめるものとする。

- （1） 法第100条第16項の規定により送付を受けた官報、その他政府刊行物
- （2） 法第100条第17項の規定により送付を受けた京都府公報、その他府刊行物
- （3） 福知山市公報、その他適当な市刊行物
- （4） 各都市及び議会その他の適当な刊行物
- （5） 本市議会の刊行物
- （6） 各種の図書、新聞、雑誌等

（管理）

第3条 図書室は、議会事務局長が管理する。

（閲覧時間）

第4条 図書等の閲覧は、原則として図書室において行い、その閲覧時間は、市議会事務局の執務時間とする。

（閲覧者）

第5条 図書室において図書等を閲覧しようとする者は、係員に申し出て承認を受けなければならない。

（室外の閲覧）

第6条 議員、議会関係者及び市職員は、図書貸出簿により係員の許可を得て室外で閲覧することができる。

（室外閲覧の冊数及び期間）

第7条 室外で閲覧する図書等は、1回2冊以内とし、その期間は5日以内とする。

（室外閲覧ができない図書等）

第8条 次の図書等は、室外閲覧をすることができない。

- （1） 官報、公報
- （2） 辞書、辞典、年鑑の類
- （3） 本市議会会議録
- （4） 各種法令全書
- （5） その他管理者において室外閲覧を不適當と認めるもの

（返納）

第9条 閲覧を終了したときは、直ちに係員に返納しなければならない。

（弁償）

第10条 閲覧者が図書等を紛失、亡失若しくはき損したときは、代本又は相当の代価を弁償しなければならない。

（分類及び登録）

第11条 図書は、その内容により分類し、購入又は寄贈の年月日順に図書台帳に登録する。

（雑誌）

第12条 雑誌は6か月又は1年後適当な時期に製本し、その完了後、図書と同様に分類整理する。

(新聞)

第13条 新聞は各新聞毎に毎日これを綴り込み、翌月1日取り外し、仮製本の上3年間保存する。

(図書等の管理)

第14条 図書等は、年1回定期的に在庫調査及び破損修理を行う。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年10月1日議会規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。